



# 島根県報

平成19年10月19日(金)  
号外第126号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目次

### 教委規則

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 1

### 人委規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 1

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 2

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 2

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 2

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 2

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 3

## 教育委員会規則

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

### 島根県教育委員会規則第21号

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年島根県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「第7条」を「第8条」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人事委員会規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

### 島根県人事委員会規則第21号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第17条第4項第6号中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

---

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第22号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第41条第4項第6号中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第23号

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「第7条」を「第8条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第24号

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「第7条」を「第8条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第25号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第11号中「第9条」を「第19条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第26号

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第11号中「第9条」を「第19条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

